

令和8年度愛媛県R X設備導入支援事業費補助金実施要綱

(目的)

第1条 県は、この要綱の定めるところにより、愛媛県内（以下「県内」という。）の中小企業者等に対し、生産現場等におけるロボット等自動化装置導入に必要な経費について補助することにより、県内中小企業者等の生産性向上を図るとともに県内ロボット・自動化産業の成長を実現し、県内産業の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 令和8年度愛媛県R X設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、県内に本社または事業所を有する中小企業者とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(応募申請書)

第4条 この補助金による支援を受けようとする者は、応募申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

(審査)

第5条 知事は、前条による応募申請書の提出があったときは、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象者を決定する。

(補助)

第6条 県は、補助対象者が実施する事業に対して、補助金を交付する。

2 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業は、県内において行うこと。
- (2) 機械装置・システムの全部または一部を県内に事業所を有するSIerが製作・構築していること。
- (3) プロトタイプ導入の場合は、補助事業終了後、1年程度で生産機としての運用が見込まれること。

(技術開発機器の利用)

第7条 補助対象事業に係る技術開発に当たっては、県産業技術研究所の機器を無償で利用できるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

別表

補助対象経費	内 容	補 助 率	補助金額
機械装置・システム構築費	機械装置の購入、製作、改良、据付け及び運搬並びにシステムの設計、購入、構築及び運用に要する経費	補助対象経費 総額の2/3 以内	10,000千円以内 (※下限2,000千円)
専門家経費	専門家への相談が必要な場合、個人又は企業等に支払われる経費		
クラウドサービス利用料	クラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用に要する経費		
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために要する経費		
物品等購入費	事業実施に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）及び消耗品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に必要な経費		
使用料及び賃借料	事業実施に必要な機械器具やソフトウェア等のリース・レンタル・ライセンスに要する経費		
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		

(注)補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。